



東京海上・物価対応バランスファンド (毎月決算型)

愛称:インフレ・ファイター

追加型投信／内外／資産複合



分配金のお支払いについて

平素は、弊社投資信託をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「東京海上・物価対応バランスファンド(毎月決算型)」は、2025年2月17日(月)に、第27期決算を行い、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、当期分配金を下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

今後とも、弊社投資信託をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

【 第27期分配金(1万口当たり、税引前) 】

ファンド名	分配金
東京海上・物価対応バランスファンド(毎月決算型)	20円

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

【 基準価額の推移 】



2025年2月17日時点

基準価額
(税引前分配金再投資)
10,973円

基準価額
10,953円

設定来騰落率
9.7%

※基準価額、基準価額(税引前分配金再投資)は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※設定来騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)をもとに計算したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

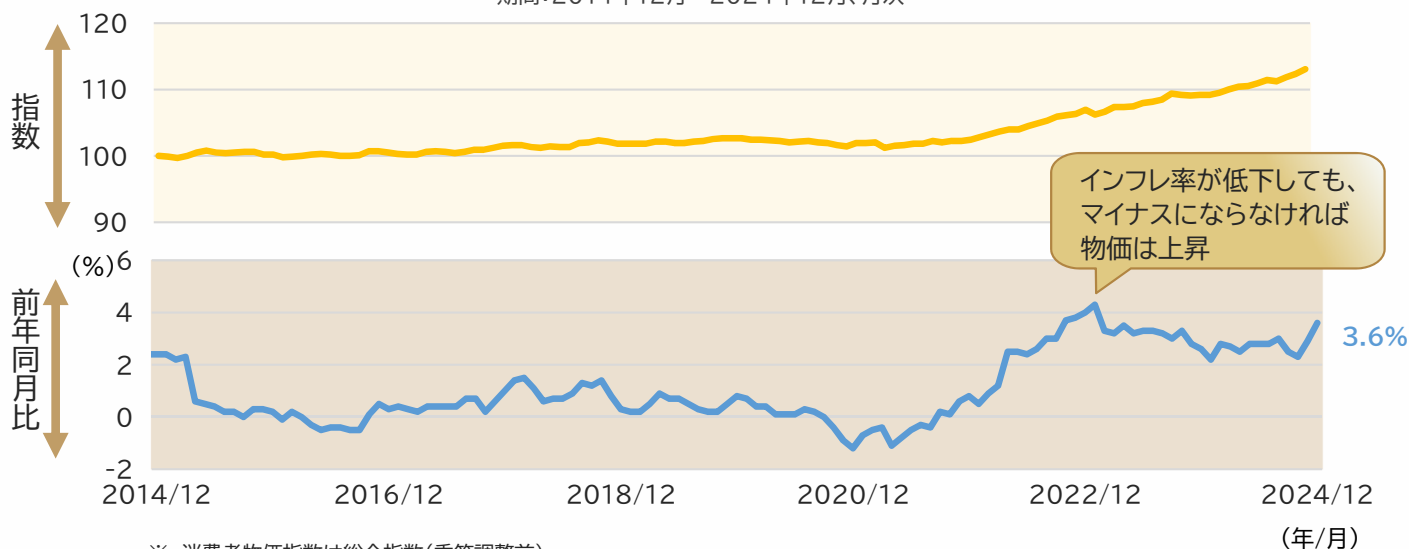
インフレにより資産形成の必要性が高まる

インフレ率は鈍化傾向も、モノやサービスの値上げは続く

- コロナショック以降、急速に進行した世界的なインフレは各国で鈍化傾向にあります。日本でも2023年1月をピークにインフレ率(前年同月比)は低下に転じていますが、インフレ率がマイナスにならない限り物価は上昇することから、引き続きモノやサービスの値上げが続いています。

日本の消費者物価指数(指数および前年同月比)の推移

期間: 2014年12月~2024年12月、月次

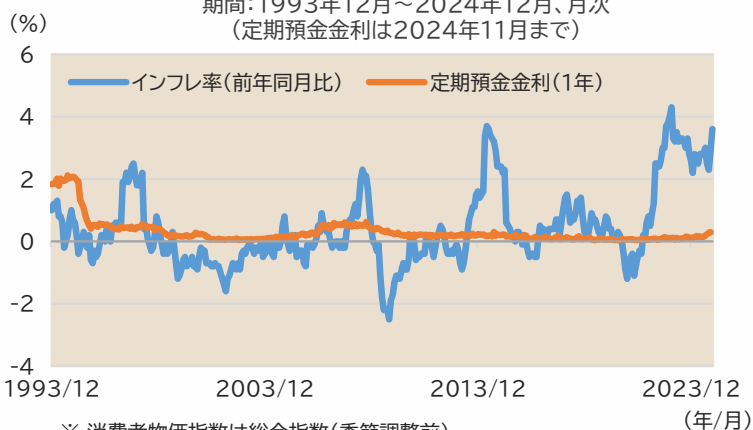


インフレ環境下での資産価値の維持・向上のためには、投資による資産形成が必要

- インフレ環境において、将来に備えるための資産価値の維持・向上をめざすためには、インフレ率以上に資産を増やしていく必要があります。
- 過去の定期預金金利とインフレ率の推移をみると、定期預金金利がインフレ率を下回る局面も多くあり、資産価値を維持するためには、預金だけでなく、投資による資産形成も検討する必要があるといえます。
- 当ファンドは、インフレに強いと考えられる資産(銘柄)を厳選しており、インフレ環境下での皆さまの資産形成に資するファンドであると考えます。

定期預金金利(1年)と消費者物価指数(前年同月比)の推移

期間: 1993年12月~2024年12月、月次
(定期預金金利は2024年11月まで)



出所: ブルームバーグ、日本銀行

今後の見通し

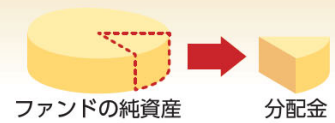
相対的に高い物価水準が当ファンドをサポートする見込み

- 欧米、日本ではインフレは鈍化しているものの、依然相対的に高い水準を維持しており、インフレ時に強みを発揮しやすい当ファンドの投資先資産にとって、引き続き良好な環境であるとみています。
- このようななか、引き続き6資産への分散投資により、インフレに対応しながら安定的な運用をめざす方針です。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

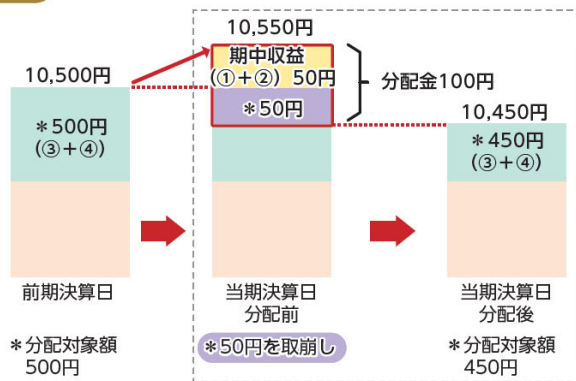
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

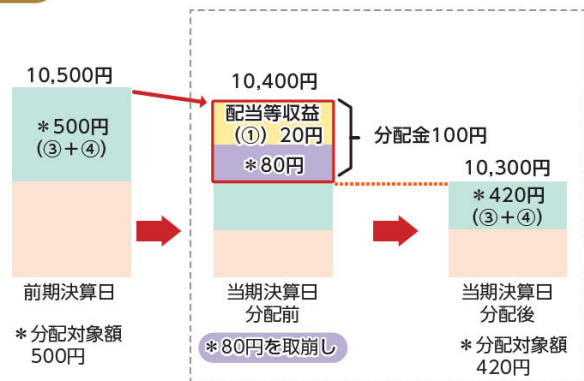
- ①配当等収益（経費控除後） ②評価益を含む売買益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本	投資者の購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金） 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

ファンドの特色

1 投資信託証券への投資を通じて、米国短期国債、海外物価連動国債、国内物価連動国債、海外株式、日本および米国の住宅REIT、金に分散投資を行います。

・インフレーション(物価が継続的に上昇する)期間において資産価値の上昇が期待できると考える資産へ分散投資を行います。

米国短期国債	インフレーション時の金融政策として利上げが行われた場合、利回りの上昇が見込まれます。
物価連動国債	物価の動きに連動して元金額や利子額が増減します。利子額や償還額が物価に応じて増減するため、物価上昇時に実質的な資産価値が低減しません。
海外株式 (モノポリー企業の株式)	モノポリー企業とは、高い参入障壁等により、一定の地域においてモノ・サービス等を独占・寡占していると判断する企業を言い、これらの企業の株式に投資します。生活に必要なモノ・サービス等を提供するため、価格決定力があり、物価上昇時においても相対的に安定した収益性を有します。
日米住宅REIT	オフィスや商業施設等と比較して賃貸借契約が短期であるため、物価上昇に応じた賃料の上昇が反映されやすく、また不動産価格の上昇による恩恵が期待できます。
金	物価上昇により貨幣価値が低下する局面で、実物資産である金は選好され、価格の上昇が期待できます。また、株式や債券とは異なる値動きをする傾向があり、組み合わせて投資することで分散効果が期待できます。

2 各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。

投資対象資産	投資信託証券	投資比率
米国短期国債	東京海上・米国短期国債マザーファンド	20%*
海外物価連動国債	東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20%*
国内物価連動国債	TMA物価連動国債マザーファンド	20%
海外株式 (モノポリー企業の株式)	世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	20%
日米住宅REIT	東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり)	10%
金	東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)	10%

*各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%~30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。

※原則として月次でリバランスを行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※投資環境・経済構造等の変化によっては、投資比率を変更することがあります。

3 外貨建て資産のうち、原則として、以下の投資信託証券において為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

・以下の投資信託証券において為替ヘッジを行います。なお、「東京海上・米国短期国債マザーファンド」および「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」については為替ヘッジは行いません。

世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)

東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり)

東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)

※為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。

ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

※「世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)」については、ヘッジコストが過大と判断される際等には、一部の通貨について、為替ヘッジを行わない場合があります。

※資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動 リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 物価連動国債の価格は、物価変動の影響を受ける(満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることもあります。)ため、基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。 金の価格は、需給関係や為替、金利変動、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の様々な要因により変動します。金の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
金利変動 リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。 REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
信用 リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITは、信用状況(経営や財務状況等)が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。
為替変動 リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。 なお、投資対象とする一部の投資信託証券において、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。
カントリー リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。 また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。 さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があります、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流動性 リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の 変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度(税制・建築規制等)が変更となった場合、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日
信託期間	2032年11月15日まで(2022年11月17日設定)
繰上償還	主要投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)」が存続しないこととなる場合は、繰上償還となります。 以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2024年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用(購入時・換金時)

購入時手数料	購入価額に <u>3.3%(税抜3%)</u> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(保有時)

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬率は、信託財産の純資産総額に対し、<u>年率1.1396%(税抜1.036%)程度</u>※1となります。 ファンドの信託報酬率 : 年率1.001%(税抜0.91%) 投資対象とする投資信託証券の信託報酬率: 年率0.1386%(税抜0.126%)※2 ※1 ファンドが投資対象とする投資信託証券(「世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)」)。以下、※2においても同じ。)の信託報酬率を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。なお、投資対象とする投資信託証券の投資比率等により変動します。 ※2 ファンドが投資対象とする投資信託証券の投資比率に基づき算出したものです。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ・投資対象とする投資信託証券における諸費用等 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。
※ファンドが実質的に投資するREIT、ETFについては、市場の需給等により価格形成されるため、REIT、ETFの費用は表示しておりません。

【一般的な留意事項】

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

ファンドの関係法人

■ 販売会社(当資料作成時点)

商号 (五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 あいち銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社 十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社 大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○			
株式会社 八十二銀行 (委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
株式会社 北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社 三菱UFJ銀行 (インターネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

■ 設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※営業日の9時～17時

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会